

私立学校の統制と活用——日本の経験

齊藤 泰雄

(国立教育政策研究所名誉所員)

はじめに

近代公教育は、国あるいは地方自治体が自ら公立の教育機関を設置しそれを運営し、さらには、国の教育事業よりも歴史的に古く、あるいは、これと併存するかたちで行われてきた民間私人や各種の団体・組織の教育事業を認可・統制してこれらを国家的教育制度の枠内に組み入れることで実施される。極端な社会主義を標榜する国家などを除いて、世界の大多数の国では私立学校の存在が認められている。近年は、いわゆる公設民営型、公共・民間パートナーシップ型、独立法人型など多様な学校運営形態の出現により、公立と私立との境界線は流動的になりつつあるが、教育制度が、基本的に公立学校と私立学校の二本を柱に構成されていることにはかわりはない。教育制度全体のなかでの私学の占める比重、社会的地位や機能は、国により時代により異なる。日本の状況をみれば「わが国の学校教育において、私立学校の占める割合は、他の国にもあまり例をみないほど高く」（文部省、1968、1頁）、「私学王国の時代を築き上げるに至った」（平塚、1972、144頁）、「私学なくして日本の教育サービスは機能しないといっても決して過言ではない」（上田、2009、32頁）といわれるほど私立教育機関の発展がみられる。しかしながら、教育段階別にみれば、私学の占める比率は、就学前教育と高等教育という学校制度の両極において圧倒的に高く、義務教育段階の小学校、中学校ではきわめて低いという特異な構造を示している。

本論は、近代的国民教育制度の形成過程において日本が採用してきた私立学校政策、私立学校の統制と活用・動員の歴史をあらためて検証することを目的とする。ひとくちに私立学校といっても、そこにはいくつかの型や種類が存在する。それが果たす社会的役割も一様ではない。わが国の私学研究の先駆者のひとりである市川昭午の概念整理に依拠するなら、私学の社会的役割は次のように分類される。①より多くの教育を提供することを通じての「国公立の量的補充」、②国公立とは異なる教育を提供することによる「教育の多様化」、③民間資金に依存することの結果としての「公教育費の削減」、④差をつける教育（卓越した教育）がもたらす「社会的な分離」や「特権の付与」（市川、2010、166頁）。さらに市川は、国による私学政策の類型を、規制と助成をキーワードとして、その組合せにより四つの型に分類する。①規制は少ないが同時に助成も少ない放任主義、②規制は強いが助成は少ない統制主義、③規制が強くないのに助成は大きい育成主義、④助成も大きい規制も強い同化主義（市川、2006、253頁）。以下、こうした分析枠組みを援用しながら、特に、(1) 天皇制公教育の下での宗教系私学への統制、(2) 私立初等・中等教育政策と私立高等教育政策との相違、(3) 戦前の私立学校令（1899年）と戦後の私立学校法（1949年）の相違に焦点をあてながら、近代日本における私立学校制度の変遷とその特色をさぐる^{注1)}。

1. 公教育の出現と初期の私立学校

江戸時代の教育状況を、公立・私立という観点から見ると、おおむね、武士階層向けの教育は公的機関で、その他の庶民階層の教育は民間の手で行われていたといえよう。幕府は、直轄の最高学府として昌平坂学問所を設置し、幕臣子弟の教育振興をはかる。統治者身分にふさわしい教養や道徳を身につけさせることを主眼とし、儒教を中心とした中国の古典（四書・五経）等の講義を行った。幕末期になると、洋学も採り入れられるようになり、蕃書調所（開成所）、医学所も設置された。江戸後期になると、各藩も独自に相次いで藩校を設置して武士子弟の教育を奨励する。幕府や藩が教師（儒者や蘭学者）を召し抱え、藩土に事実上就学を強制し、また無償で教育を提供していた点などからみて、今日の公立学校に相当するものとみなすことができよう。

いっぽう、寺子屋（手習い塾）の教育は、庶民を対象とした自然発生的な教育機関であり、読み書き、そろばん、実践的教訓などの実用的な教育を行った。設立者は、武士（浪人）、僧侶・修験僧、商人、上層農民等さまざまであり、都市部では平民師匠も多く、女師匠もかなり見られた。寺子屋の経営は、束脩（入門料）、謝儀（五節句ごとのお礼）によって維持された。寺子屋よりも高度な専門教育を提供する教育機関として学問塾（私塾）も出現した。著名な学者に教えを乞うために各地から集まった若者を対象に、学問を教えるための教育施設である。学問塾は、藩校と異なり、身分上の差別なく開かれ、武士も庶民も肩を並べて学んだ。これも民間の教育機関といえよう。

明治維新は、廃藩置県により中央集権制を確立し、士農工商の封建的身分制度を廃して近代的国民国家の建設をめざす画期的な事業であった。教育の分野でも、ここにはじめて中央政府が統制・主導し、全国一

律の規範の下に体系性（小学校、中学校、大学、教員養成）を備えた一つのシステムとしての国家的教育制度を樹立する構想が打ち出される。1872（明治5）年の「学制」は、その最初の試みであった。ここに、国の主導による公教育として学校教育が開始され、学校も基本的には公立学校中心主義となった。教師たちは、国が設立を命じた学校において、国の定める（欧米流の近代的）教育課程を教える「公務」を担うことを期待され、官吏待遇あるいはそれに準ずる雇用上の地位を与えられた。その呼び名も、師匠から「教員」へと転換された。

幕府の最高学府であった昌平坂学問所は廃止されたが、洋学の機関であった開成所、医学所は新政府に継承され、官立高等教育機関へと転換された。藩校の多くは、地方の中学校として再生される。政府は、教育行政の単位として学区を定めて、すべての小学区に小学校を設置することを命じた。仲新によれば、小学校の設立には、府県によって三つの型があったという。第一は、従来の寺子屋私塾等を廃止して新しく小学校を設立したもの、第二は、寺子屋等はそのままとして小学校を新設し、生徒を次第に小学校に吸収しようとしたもの、第三は、寺子屋等を合併して小学校に改造する方針をとったもの（仲、1972、21頁）。学制のもとでの学校の設立運営は、学区住民の寄付、課徴金、授業料などの民間資金に依存することが多かったため、公立と私立の区分はまだそれほど明確に意識されていなかった。学制では、尋常小学のほかに、私立的性格の強い小学私塾、家塾と呼ばれる学校の存在を認めており、これらの学校を「開カント欲スル者ハ其属籍住所事歴及学校ノ位置教則等ヲ詳記シ学区取締ニ出シ」（第43章）とその設置手続きを定めていた。

学制は、国民皆学をめざすきわめて野心的な計画ではあったが、その画一的な実施強制には批判や反発も強かった。政府は、

1879（明治12）年に学制を廃止し、これに代わり、就学期間や学校設立形態の弾力化、教育行政における地方裁量の余地の拡大を認める「教育令」を公布する。教育令は、学区制を廃止するとともに学校の設置単位を町村とした。「学校ニ公立ト私立ノ別アリ地方税若クハ町村ノ公費ヲ以テ設置セルモノヲ公立学校トシ一人若クハ数人ノ私費ヲモッテ設置セルモノヲ私立学校トス」（第19条）と定めて、はじめて、公立学校と私立学校の区別を明確に定義した。また同時に、私人がこうした学校を設立することを幅広く承認した。また「町村人民ノ公益タルベキ私立小学校アルトキハ別ニ公立小学校ヲ設置セサルモ妨ケナシ」（第9条2項）と規定して、私立小学校が存在する町村では、これをもって公立小学校に代用することを認めた。設置および教則に関しては届出（開申制）をすれば良いとされた。しかし、こうした「自由な」教育令の施行は、地方当局による教育整備事業の停滞と混乱をもたらし、再び、改正を余儀なくされた。翌年1880年の改正教育令では、私学の設立は、開申制から認可制に改められ、私立校への国の監督が強化された（日本近代教育百年史1、1974、230-231頁）。

学制や教育令の時期までは、実際に、私塾や寺子屋から衣替えした私立小学校はかなりの数にのぼっていた。とりわけ、こうした教育機関の発達がめざましかった東京では、私立小学校の優位が長く続き、公立小学校数が私立を上まわるのは1908（明治41）年のことであったという（土方、2002、34-35頁）。多くの私立小学校は、設立者の独自の教育理念や教育方法を主張するものではなく、「代用小学校」の名称に示されるように公立小学校の代替的なものであった。

江戸期においては、寺院や神社が独自の教育機関を持つことはなかった。寺子屋での教育は、その名称の由来はともかく、性格は世俗的なものであった。その意味では、

江戸期には宗教系私学は存在していなかったといえよう。教育と宗教の関係は、幕末から明治期初期にキリスト教布教をめざす宣教師たちが来日し、いわゆるキリスト教主義学校（ミッション・スクール）が出現してはじめて意識されるようになる。1870年（明治3）年、東京築地に開設されたA六番女学校を前身とする女子学院と、横浜にM.E. キダーが創立した女学校から発展したフェリス女学院が、日本初のキリスト教主義教育施設となる。つづいて、横浜共立学園、立教学院、青山学院女子部、東洋英和女学院、宮城学院などプロテスタント系の学校が次々と開設される。欧化思想が盛んであった明治初期には、これらのミッション学校、特に女学校はある種あこがれの対象で人気を集めた（佐藤、2006、20-21頁）。また女学校とならんで、同志社（1875年）、明治学院（1877年）、東京英和学校（＝青山学院1883年）、立教学院（1896年）、などキリスト教主義男子学校も設立される。これらの学校は、しだいに設備を拡充し、教育水準を向上させることで、正規の小学校、中学校としての認可を受けるようになる。

いずれにせよ教育制度形成の初期段階にあたるこの時期の私立学校政策は、政府の公立学校中心主義のたてまえ、私学を積極的に奨励するものではないが、公立学校の不足・不備を補充するものとして、その存在をあまり規制もせず、また助成もしない放任主義のものであったといえよう。また、初期の欧化政策推進のなかで、進出してきたキリスト教主義の宗教系私学にたいしても、当初はその活動が外国人居留地内に限定されていたこともあり、放任あるいは寛容な態度で遇していた。

2. 国家主義的教育政策と私立学校の位置づけ

1885（明治18）年、維新以来の復古的な太政官制度にかわって内閣制度が導入され、伊藤博文が初代総理大臣に任命される。内閣制下における初代文部大臣として森有礼が任命された。周知のように、森は、薩摩出身で、幕末に留学生（密航）として英国で学んだ開明派であり、外交官をつとめながら日本の教育に強い関心を持ちつづけていた。米国在任中に主要な大学の学長等に質問状を送り、日本の教育建設のための意見を求めていた。帰国後は、明六社の代表として日本での開化啓蒙活動にも従事し、自ら商法講習所を創設するなど教育事業をおこなっていた。1880年、特命全権公使としてイギリスに渡った頃からの森は、帝国主義興隆の国際的風潮のなかで国家主義的な観点にたつ教育立国論をつよく主張するようになっていた。森文相による一連の学校令の公布によっていわゆる国家主義的教育政策が導入されると、私立学校の位置づけも変化する。

森は、帝国大学、高等師範学校、高等中学校の設立者を国に限定した。尋常師範学校の設立は県の責任とした。小学校令においては、わが国の法制上はじめて、尋常小学校四年間の就学を義務教育と規定した。就学が困難な地域には、期間を短縮した小学簡易科の設立を許可し、授業料を徴収せず町村の費用負担として就学率の向上をはかった。「私立学校ニ於テ小学校ト均シキ普通教育ヲ児童ニ施サントスルモノハ予メ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ」（第14条）と定めて私立小学校の認可は認めた。

中学校令では、明治初期以来、旧藩校、旧私塾、進学予備校、外国語学校などさまざまな種類・教育水準の雑多な教育機関の混在していた中等レベルの教育に、正規の中学校としての標準を設定し、この基準に

満たないものを大胆に整理した。当初は公立中学校を各県一校と限定するなど中学校の社会的選抜性を明確に打ち出した。私立中学校は容認したが、中学校数は激減し、政府設定の基準に満たないものは各種学校へと分類された。また森文相は、国民教育における教員の重要性を認識しており、師範学校の役割を重視した。森は、未来の教員に、「順良（従順）」「信愛（友愛）」「威重（威儀）」という三つの気質を植えつけながら、国家的イデオロギーを注入することを目指した。師範学校生徒は、軍隊式の体操で身体を訓練し、また全員が寄宿舎生活をして帰属意識や集団規律を身につけた。森は、教育令期までは設置の可能性を残していた私立師範学校を認めなかった。

森の死後、「府県制」「郡制」など地方自治制度の整備を受けて、1890（明治23年）に改正された小学校令では、「各市町村ニ於テ其市町村内ノ学齡児童ヲ就学セシムルニ足ルヘキ尋常小学校ヲ設置ス」（第25条）。あらためて町村に学齡児童を収容するに足る公立小学校の設置義務を明確にする一方で、ここでも、「府知事県令ハ市内ニ私立尋常小学校アルトキハ其市立小学校ノ設置若クハ其一部ノ設備ヲ猶予シ其私立小学校ヲ以テ之ニ代用セシムルコトヲ得」（第35条）と定めて、私立小学校が存在する場合は、それを公立学校に代用しうることを許容している。土方によれば、「私立小学校は市町村に課せられた公立小学校設置義務を免れるためにつかわれていた」（土方、2002、57頁）という。

大日本帝国憲法（1889年）は、「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ゲズ、及臣民タルノ義務ニ背カザル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」（第28条）と定めて国民に信教の自由を認めた。しかしながら、明治20年代に入って明治初期の欧化思想が衰え、急速に国家主義・国粹主義が台頭してくると、キリスト教の教勢は一転して衰退を示しはじめる。キリス

ト教に対抗することを標榜する仏教関係者からはキリスト教攻撃の言説が流布される。こうした風潮のなかで、キリスト教系私立学校も、しだいに、衰退的局面に向かうことになる。

さらに、キリスト教系私学に決定的打撃を与えたものは、国家神道思想を色濃く反映した「教育勅語」の発布(1890年)であり、これを契機に出現した「教育と宗教の衝突」論争であった。教育勅語発布の翌年、第一高等中学校での奉読式の際、英語講師でありキリスト教徒であった内村鑑三が、勅語への拝礼に躊躇するしぐさをしたことが不敬行為であると批判される事件が起こった。内村は講師の辞任を迫られた。教育勅語の解説書『勅語衍義』(1891年)の著者で知られる東京帝国大学文科大学哲学教授の井上哲次郎は、内村事件や地方の学校でいくつか発生したキリスト教徒の勅語への非妥協的姿勢を取り上げ、1892年『教育と宗教の衝突』を出版して、キリスト教教義は、教育勅語の理念と矛盾するとして批判を展開した(佐藤、2002、147-159頁)。

1899(明治32)年、政府は「私立学校令」を制定して、私学に対する法令の整備に着手する。その直接的な契機となったのは、いわゆる「内地雑居」問題の出現であった。明治政府の懸案であった不平等条約改正の努力が実を結び、治外法権が撤廃され、この年から実施されることになった。これに伴い、横浜、神戸、東京築地等の居留地の外でも外国人が居住し活動を行うことが可能となる。これが内地雑居と呼ばれた。当時の政府や社会はこれが日本人に与える影響、とりわけキリスト教の影響が直接に日本人庶民におよぶことを懸念し、その対策が議論されていた。教育の面では、外国人が居留地外に学校を設立・経営する事態が出てくることが予測された。外国人設立学校の可否を検討する中で、私立学校全般を包括する一般的な「私立学校令」を制定す

る構想が浮上する。

その制定経緯からも明らかのように私立学校令(全二十条)は、全体的に統制的色彩の強いものとなった。「私立学校ヲ設立セントスル者ハ監督官庁ノ認可ヲ受クヘシ」(第2条)として、設立の認可制をあらためて明記する。第4条では、私立学校校長と教員の欠格要件を規定するが、ここでは、特に外国人への制限は規定されていない。私立校の設備、授業、その他の事柄に関して「教育上有害ト認メタルトキハ監督官庁ハ之カ変更ヲ命スルコトヲ得」(第9条)とした。さらに「法令ノ規程ニ違反シタルトキ」、「安寧秩序ヲ紊乱シ又ハ風俗ヲ壊乱スルノ虞アリ」と認めるときは、「私立学校ノ閉鎖ヲ命スルコトヲ得」(第10条)とした。法令に違反した場合は当然といえようが、「安寧秩序の紊乱」、「風俗の壊乱」が具体的に何をさすのかはきわめて曖昧であり、しかも「そのおそれ」という予防的措置の段階でも私学の閉鎖を命ずることができるとした措置は、政府による強い私学統制の意思を明確に示したものとといえよう。ちなみに、本令には、私学への公的助成制度など私学支援に関する条文はみられない。私立学校令の原案が提示されたとき、当時の新聞には、「私立学校令は私立学校撲滅令」であるとの批判までであったという(久木、1973、14頁)。

私立学校令の文部省原案の段階ではさらに、「学校ニ於テハ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ得ス」、「私立学校ニ於テハ政治ニ関スル時事ヲ講談論議スルコトヲ得ス」という、私立校での宗教教育と政治活動を禁止する条文もあった。だが、最終的に、この条文は、私立学校令からは削除し、別に文部省の訓令として公布することで決着を見る。政治活動禁止も、最終的には条文から削除された。私立学校令の公布とともに、同日、文部省訓令第12号として「一般ノ教育ヲシテ宗教外ニ特立

セシムルノ件」が発令される。それは、私立学校令から削除された条文をほぼ踏襲し、宗教教育禁止を明確に打ち出すものであった。宗教系私学は、存亡の危機にたたされることになる（齊藤、2015）。

私立学校令は1911年に改正されるが、その際には、私立の中学校または専門学校を設立しようとする者は、学校を維持するに足る安定的収入を確保するために財団法人を設立しなければならないとされた。また、小学校令施行規則は、私学での入学金、授業料等については学則に明記することを求め、学則変更は監督官庁の認可が必要と定めた。私学の財政基盤である学生納付金の設定までも当局の監視下に置かれたことになる。

宗教系以外の一般の私立学校の場合も、公立中学校の増設が進み、旧藩校などから生まれた特色ある私立中学校なども経営が苦しくなり、公立に移管されるケースが増える。私学が集中しており、私立中学校在生徒数が85%を超えていた東京府を除いて、私立中学は減少した。東京の私立中学校のなかには、麻布、開成、獨協、錦城、早稲田、郁文館など進学準備教育に特化して、受験エリート校への転身をはかるものも出現してくる。特定の教育理念・思想に立脚するというよりは、「卓越した教育」「学力的優越」という差をつける教育を売りものとするものといえよう。「多くの私立中学校は、独自性を薄め、公立中学校の不足を補う学校、または、公立以上に進学準備に務める学校として、発達せざるをえなくなる」（近代日本教育百年史4、1974、1072頁）という状況が出現することとなる。

私立学校令の翌年1900年に公布された（第三次）小学校令では、「特別ノ事情ニ依リ市立尋常小学校ノ設置又ハ其ノ一部ノ設備ヲ猶予シ市内ノ私立小学校ヲ以テ之ニ代用セシムルコトヲ得」（第13条）として、代用私立小学校制度は残されるが、ここで

は、「特別の事情により」との条件を付けてその適用に制限を設けている。さらに七年後の1907年、政府は小学校令を中改正して義務教育年限を四年から六年に延長するが、その際に、第13条は削除となり、ここに公立学校の不足を補完する役割をはたして存続してきた私立代用小学校制度は、明治期末までにはわが国の教育界から姿を消すこととなった。

3. 大正自由教育期およびその後の私立学校

二〇世紀初頭の20年間は、日本の私学の歴史において注目される時期であった。第一次世界大戦後の世界的な民主化運動の影響がわが国にも及び大正デモクラシーと呼ばれる時代が出現した。教育界においても、世界的な新教育運動の影響がわが国に及びはじめる。米国のジョン・デューイの教育思想やそれに立脚するダルトン・プランなど新しい教授法が紹介され、これに共鳴する日本人の手によって採り入れられた。成城小学校（澤柳政太郎）、自由学園（羽仁もと子）、明星学園（赤井米吉）、玉川学園（小原國芳）、池袋児童の村小学校（野口援太郎）など私立小学校が相次いで設立された。宗教系私学とも、進学準備型私学とも異なる、新教育という特有の教育理念に立脚した私立学校、教育理念型私学が出現したことを意味する。これらの学校では、明治期に確立されたヘルバルト主義の五段教授法などを批判し、児童中心主義や活動主義の教育が実践された。

大正自由教育と総称された新しい教育理念や方法は、日本の教育界に一陣の新風をもたらすものであった。しかしながら、日本の教育全体への影響という点からみれば、大正新教育運動の影響力は限定されたものであった。新教育の理念に賛同し、子弟を私立小学校に入学させたのは、都市部

に住む中産階層の家庭であった。しかし、少人数学級編成で、充実した施設設備を必要とするこうした私立学校の高額な授業料を負担しうる社会階層は当時の日本では限られていた。新教育運動は、教授法の革新、授業改造において注目をあつめ、教員の教育実践家としての自覚を高めるのに貢献したといえようが、一般の大多数の公立校の教員にとっては、それらを直ちに修得して実践することは困難であった。1930年代に入り、民主主義的潮流にかわって軍国主義および極端な形の国家主義が台頭してくるにつれて、大正自由教育は退潮に向かい、束の間、教育界の注目を集めた私立学校も華やかな表舞台から退場していった。1900年当時全国に369校あった私立小学校は年を追うごとに減少し、1910年161校と半減し、1930年代には100校を下回るまでになった。

戦時色が濃くなる1941年には、国民学校令が公布される。明治期以来の「小学校」の名称が国民学校と改称された。国民学校令では、国民学校は公立であることが規定され、私立の国民学校という存在は否定されることとなった。私立小学校は、国民学校令第11条によって、「国民学校ノ課程ト同等以上」の認定学校（各種学校）としてようやく存続を認められた。私立校は、校名に「国民学校」の名称を用いることは認められなくなり、「〇〇学園初等部」などと称することとなる。私学関係者からすれば、国民学校令は「私学を抹殺し、日陰者の立場においやる」（幸田、1962、180頁）ものであった。1943年、私立初等学校在籍者の比率は史上最低の0.2%にまで減少していた。戦前期の初等中等教育に関する限り、「国公立は多数派、主流、正則であり、私立は少数派、傍流、変則である」（市川、1978、21頁）という極端な見方も、けっして的外れとはいえないように思われる。

4. 高等教育における私立教育機関の発展

いっぽう、高等教育の分野では、私立の教育機関の出現と政府の政策は、初等・中等教育とは異なる様相を示していた。わが国の近代国家生成期の高等教育については、別稿で述べたので（斉藤、2015）ここでは、公立・私立の関係に焦点をしばって論じよう。前述のように1886年に森文相の制定した学校令では、帝国大学およびその準備教育機関と位置づけられた高等中学校（高等学校）の設立主体は官立に限定された。帝国大学令の第一条は、「帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ巧究スルヲ以テ目的トス」として、「国家ノ須要ニ応スル」ことが帝国大学の第一の目的であることを明確に規定した。国の指導者の人材の養成は国家が独占的に担うという構想であった。事実、政府の高等教育政策は、西欧諸国から進んだ学問、知識・技術、制度をわが国に移植・吸収するための窓口として、また国内的には国家統治の近代化を担う公的部門の指導者の人材の育成を期待された帝国大学の整備に集中された。この官学中心の高等教育政策がいくぶんか修正され、高等教育分野への私立教育機関の進出が許容され、私立高等教育機関の発展の道筋が拓かれるのは、1903年（明治36）年の「専門学校令」以降のことであった。

この専門学校令の公布によって新たに私立の高等教育機関が設立されたというわけではない。現実には、すでに本令成立以前に、専門教育を標榜する私立の教育機関は自然発生的に出現して活動を展開していた。それらの多くは、近代的な法体制が整備されるにしたがって需要が増えてきた代言人（弁護士）の資格試験、さらには、官吏採用試験の受験をめざす若者に法学の基礎教育を行う一群の法律学校であった。医師の開業試験制度が整備されると、その受験をめ

ざす者たちを対象にした医学受験予備校も出現していた。福沢諭吉の慶応義塾、大隈重信の東京専門学校のように、官学に対抗して実業界や政界・言論界向けに独自の人材育成を建学の理念とする私立学校も出現していた。商業・農業・工業の実業教育系のももあった。明治も二〇年代に入ると、社会機構の整備、経済の発展にともない帝国大学の水準とまではいかなくとも高度の専門的教育を身につけた人材、たとえば、中・下級の官僚、弁護士、開業医、薬剤師、歯科医、中等学校教員、中間技術者（技手）、家業経営者、地方政府吏員などの人材需要は増大していた。多数のこうした実践的マンパワーを民間資金で供給してくれるこの種の学校は、国家にとっても有用であり、けっして不都合な存在ではなかった。政府は、これらの学校が反政府的な自由民権運動の拠点になることを警戒しつつ、基本的には民間事業として自由放任主義を採っていた。

しかしながら、これらの学校は、政府が勅令で定めた正規の学校体系のなかには組み入れられてはいなかった。実際に、この種の学校に関する法的規定や統一的な設置基準は存在せず、入学資格、履修年限、施設設備、講師陣の構成、教育水準は多様であり、社会的な評価も一定してはいなかった。専門学校令は、一定の施設設備、教育課程、教育水準、教授陣等をそなえた機関を「専門学校」として認可して法的地位を与え、これを正規の学校体系のなかに組み入れることを目的とするものであった。制度発足当初の1903年には、官立8校、公立3校、私立26校、合計37校が正式に専門学校の認可をうけた。実業専門学校として認可を受けたのは官立7校、私立21校であった。これまで専門学校を自称しながら、専門学校としての認可をえられなかった教育機関は、これ以降は各種学校と分類されることになった。

政府は専門学校令により、これまでの放任主義を放棄し、私学の統制にのり出したといえないこともない。しかしながら、四年前に制定された私立学校令に見られる規制の強さと比べれば、専門学校令における私学統制はかなりゆるやかなものであった。私立学校令と同時に公示された文部省訓令は、初等・中等学校における宗教教育と宗教行事を禁止した。この宗教教育禁止の訓令は、専門学校には適用されなかった。事実、明治学院、青山学院、立教学院、東北学院等のキリスト教主義の専門学校も相次いで設立されている。また、二つの女子高等師範学校を除いて官立の高等教育機関は原則的に女子の入学を認めていなかったが、私立専門学校として、日本女子大学校、女子英学塾（津田塾）、青山女子専門学校等が認可され、女子を正規に受け入れる高等教育機関が誕生した。

大正時代に入り、1918年に政府の制定した「大学令」は、いくつかの専門学校をさらに一段昇格させ、それに大学の名称と卒業生への学士号授与を認可するものであった。大学令によって、まず1920年、慶應、早稲田、明治、法政、日本、中央、國學院、同志社の八校の専門学校が大学への昇格を果たし、1922年までに、東京慈恵会医科大学、竜谷、大谷、専修、立教、立命館、関西が各私立大学としての認可を受ける。すでに1923年には、私立大学の数は、官立・公立大学の数を上まわり、在学者数でも学生数でも全体の56.7%を占めるにいたっていた。私立大学に昇格後も、私立機関は経営上の理由から、大学内に専門部や専門学校を維持し続けた。また、大学令と同時に改正された高等学校令では、従来官立のみが認められてきた高等学校にも私立を認可することとなった。これにより、武蔵、甲南、成蹊、成城の私立高等学校が設立される。ちなみに、私立大学の多くは、独自に高等学校に相当する大学予科を設けて、大学へ

の予備教育を行った。

私立の専門学校、高等学校、大学が認可されることによって、私立教育機関の社会的評価や地位が高まったことは、前述のように衰頹、退潮傾向にあった私立小学校、中学校にも生き残りの道を提供するものともなった。なぜなら、これらの学校は、同じ経営主体（財団法人）の運営する高等教育機関の附属校・系列校となることによって、無試験による優先的な上級学校への進・入学の道が開けることになったからである。明治期末から大正期にかけて受験競争の激化が顕在化するなか、こうした私立一貫教育校は、都市新中間階層の関心と人気を集め、入学志望者を増加させたからである。いわゆる名門私立小学校をめざしての「お受験」騒動もすでにこの時代から姿を現していたという（小針、2015、96頁）。少数の私立小学校は、量的には限られた教育需要ではあるが、初等教育からの高等教育までの優先的進学保証の一貫教育という教育システムを売り物とすることによってようやく比較的安定した存続の基盤を獲得することができたのである。

私立大学を認可したとはいえ、私立大学への公的補助はなかった。例外的に、私立大学の設立の際に、臨時的に十年間にわたって少額の私立大学補助金を助成したこと、私立学校用地への地租を免除したこと、関東大震災の際に私立学校に応急施設費貸付金が用意されたぐらいであった（馬田、1969、42-43頁）。私立高等学校、私立大学の経営も財団法人方式で行うこととされ、私立大学設立には、かなりの額の基本資産を積み増すことが要求され、私学は募金活動を行うなどその準備に苦心したことが語られている。

要するに、政府による私学の統制の形態と程度は、教育勅語の思想を基盤とした共通の国民（臣民）意識と国民道徳・行動規範の育成をめざす義務教育と少数の選ばれ

た者を対象とする高等教育ではかなり異なるものであった。私立専門学校、私立大学に対する統制には、保護・育成主義とまではいえないにしても、かなり許容的な姿勢が内包されていた。義務教育段階における私立校の極端な少なさ、逆に、過半数さらにはそれ以上の学生比率を私学に依存する高等教育、そして、中等教育段階（中学校、高等女学校、実業学校）では全体として二～三割の生徒比率を私学が担うという教育制度にみられる特異な私学構成は、すでに戦前期において確立していたといえよう。

5. 戦後教育改革と私立学校法制

1945年の敗戦、それにつづく戦後の教育改革は、私立学校の地位および国の私学政策に大きな転換をもたらした。それは、教育を国の専属事業とみなし、教育をすべて国家の管理下に置こうとする政策をあらため、子どもの教育に関する親の自由や個人の教育の自由の尊重し、特色ある教育を提供する私立学校の設置を幅広く容認し、振興しようとするものであった。端的にいうなら、私立学校は、従前の統制的、監督的色彩の強い私立学校行政から開放され、自主的な運営に基づく健全な発展が期待される存在となったのである。

終戦からわずか二カ月後、1945年10月15日、文部省は訓令第8号「私立学校ニ於ケル宗教教育ニ関スル件」を発し、明治32年の訓令第12号を修正して、私立学校における課程外での宗教教育、宗教上の儀式を行うことを容認した。1947年3月に制定された教育基本法（旧）では、私立学校に関係する条文が次のように規定された。「法律に定める学校は、公の性質をもつものであり、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる」（第6条）。これは、私立学校にも、公立校と同様の公共的性質を認め、また、設

置者は、公的な性格を備えた「特別の法人」に限定されることを宣言するものであった。第9条（宗教教育）第2項では「国及び地方自治体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他の宗教的活動をしてはならない」と定め私立学校をその規定から除外した。同時に制定された学校教育法は、各学校令や私立学校令を含めて戦前の法令の廃止を宣言し、同時に監督官庁による私学への監督権限を縮小し、私学の自由な運営の余地を大きく拡大した。具体的な制度変更は次のようなものであった。

- ① 学校閉鎖を命ずることのできる場合として、私立学校令では、法令違反等のほか、安寧秩序を紊乱、風俗を壊乱するおそれあるときを掲げていたが、学校教育法では、法令違反等の場合に限る（第13条）。
- ② 収支予算について、旧令は、大学、専門学校、高等学校および中学校について、監督官庁は必要と認めるときは変更を命ずることができることとされていたが、学校教育法では、収支予算、決算の届出の義務を課すにとどめる（第15条）。
- ③ 授業料納付金については、学則記載事項と定め、学則の変更は許可を要するものとしていたが、学校教育法は、学則を届出制に改め、授業料の認可制を廃止した（第6条）。
- ④ 校長、教員について、旧令は、校長について認可制とし監督官庁が不相当と認めるときは、校長又は教員の解雇を命じ、また許可を取り消すことができるとしていたが、学校教育法では、校長について届出制としたにとどまり、校長、教員に対する直接の監督の制度は設けていない（第10条）。
- ⑤ 設置者については、教育基本法で規定していた「法律で定める法人」を「学校法人」とし、それ以外の者（民間私人、

宗教法人、営利目的の団体等）が私立学校を設置することを認めないものとした（第2条）。ただし、盲・聾・養護学校および幼稚園に関しては「当分の間、学校法人によって設置されることを要しない」（第102条）として例外的扱いとした。

私立学校の多くは戦争による被害を受け、また、インフレーション等の経済的悪条件により、その経営は極度な困難に直面していた。教育基本法や学校教育法で規定された私立学校の「公的な性質」を重視して、私学に対する公的助成を求める声は高まっていた。しかしながら、他方では、新しい日本国憲法は、政教分離の原則のもと、第89条〔公の財産の用途制限〕において「公金その他の公の財産は、・・・公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と規定しており、私立学校に対する公的助成には、憲法上の疑義があるという議論も生じていた。

学校教育法制定からほぼ3年後の1949年12月、私立学校法が制定された。それは、「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする」（第1条）ものであった。具体的には、(1)私立学校の自主性を尊重する私立学校行政の民主化、(2)学校法人による私立学校の民主的・公共的運営、(3)私学への公的助成の推進、の三本の柱から構成されるものであった。

第一に、私学の自主性の尊重として、私立学校法は、先に学校教育法で規定された所轄庁（文部省あるいは都道府県）による私学への監督権限の縮小を条文（第5条）において確認するとともに、所轄庁が私学の設置・廃止・設置者変更を認可する際には、事前に私立学校審議会、私立大学審議会に諮問することを義務づけ、また審議会委員

の2/3以上は私学関係者とする事とした。第二の学校法人に関しては、法人役員の記事は五名以上で校長を含み、監事は二名以上、三親等以内の親族の役員は二名以内（同族経営の抑止）とした。職員および卒業生からなる評議員会を設置し、学校運営の重要事項に関する諮問機関とすることを義務とした。また、収益事業を行うことを認めるが同時にその実施には教育に支障をおよぼさないなどの条件を課する。第三の私学助成に関しては、第59条において「国又は地方公共団体は、教育の振興上必要と認める場合には・・・学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる」と明定するとともに、同時に、所轄庁による、助成を受ける学校法人に対する業務・会計状況報告の徴収、予算変更の勧告、役員解職勧告などの権限を定めることによって私学が「公の支配」に属していることの根拠とし、私立学校に対する公の助成について憲法上の疑義の解消につとめている。

6. 私立学校の発展と私学助成の進展

表1は、戦後における各学校段階別の私学在学者数の比率の推移を示したものである。

表1 戦後の私立学校在学者の比率の推移

年	幼稚園	小学校	中学校	高校	短期大学	大学
1955年	62.6%	0.3%	3.1%	19.7%	81.1%	59.7%
1960年	68.3	0.4	3.5	28.7	78.7	64.4
1970年	73.6	0.6	3.0	30.4	90.1	74.4
1980年	73.4	0.5	2.9	28.1	90.9	75.0
1990年	78.1	0.7	3.8	28.7	91.4	72.7
2000年	79.1	0.9	5.7	29.4	91.2	73.3
2005年	79.6	1.0	6.7	29.9	92.7	77.7
2010年	81.3	1.1	7.2	29.8	94.1	77.3
2014年	82.7	1.2	7.0	31.2	94.6	73.4

<出典>文部科学省 文部科学統計要覧各年度版から

私立学校法制定から19年後の1968年、文部省は『わが国の私立学校』と題する白書を発表し、戦後における私立学校の発展の様子を次のように記述した。

「国および地方公共団体の助成措置の拡充とあいまって、わが国の経済成長、単線型の新学制の整備等に伴う国民の進学希望の急速な高まりにつれて、私立学校の新設、拡充の意欲はめざましいものがあり、学校教育法および私立学校法のもとにおいては、戦前に比して学校の設立が比較的容易になったという事情もあって、私立学校は、あいついで新設、拡充を重ね、量的に大きく発展することとなった」(51頁)

戦前期には、私立の中学校、専門学校、高等学校、大学を経営するためには財団法人を設立し多額の供託金を用意しなければならなかった。これに対して、学校法人の設立には、財団法人ほどの資金や施設設備の準備は要求されず、私学経営進出へのハードルは低いものとなった。戦後改革において、高等教育は四年制の新制大学へと一本化された。各県に少なくとも一校の国立大学が設置され国公立大学も増加をみたが、私立大学の新增設はそれを上回る規模で拡大を見る。とりわけ、施設設備や教授陣の不備のために四年制大学へ移行が困難で

あった高等教育機関の救済策として、暫定的に、短期大学として発足することが認められたために、私立の短期大学が数多く誕生した。短大は主として女子の高等教育進学需要を充たす機関として予想外の人気を集めた。政府は、1964年、学校教育法を改正し、短期大学を恒久的な制度として承認した。戦後のベビーブームで誕生した子どもたちが高校、大学の学齢に到達した1960年代に入ると、高校進学希望者、大学進学者が急増した。そうした進学需要を充たすための受け皿として、私立高校、私立高等教育機関は重要な役割を果たしてきた。1970年には、短大、大学において私立在籍者の占める比率は、すでにそれぞれ90%、75%に達していた。

しかしながら同時に、白書は、私立の経営基盤に対して次のように懸念を表明していた。

「私立学校は、数量的に見る限りでは大きく発展してきたが、・・・戦前におけるような私人の財産拠出を基盤とした安定した経営という姿とはかなり異なったものとなった。私立学校の設置認可等の審査の実際もかなりゆるやかに行われ、学校地、校舎等が不十分なまま設置される私立学校もかなり見受けられるとともに、以上のような発展も、借入金や学生納付金を財源として行われるのが一般的であった。私立学校経営の多くは、・・・変動の激しい不安定な要素の強い経営方式に変化し、・・・経営上の困難な状況を招来する原因を宿すことになった」(52-53頁)

法制上、私学への公的助成が可能とされたものの、戦後しばらく、私学への直接的な公的助成は抑制されたままであった。しかし1960年代後半になると、特に高校教育や高等教育の分野での私立機関の量的拡大、私立機関の果たしている公共的役割の認識、私学経営の健全性の確保、父母の教

育費負担の軽減などを理由に私学助成を求める声が高まってくる。こうした要望に応じて、1970年、私立高等教育機関への公的助成が本格的に開始される。1975年には「私立学校振興助成法」が制定され、これによって、私立大学等に対する国からの経常的経費助成、高等学校以下の私立学校に対する都道府県からの助成の方式が法律で規定された。これによって、国は私立高等教育機関の教育研究条件の維持向上に必要とされる経常経費の半額までを助成することができることになった。助成法制定時の1975年に私立高等教育機関の全体の経常経費に占める国の助成は20%であった。1980年には、約30%にまで上昇した。助成の条件として、私学側には、入学定員超過の抑制、業務・会計状況の報告などが求められた。

1970年代後半になると、私学への財政支援を拡大するいっぽう、政府は、私立大学の新增設の抑制、高等教育機関の大都市集中の是正などにより量的拡大を抑制し、質的水準の向上をめざすこととなる。私学の施設設備はかなり改善され、私大の教職員給与は国立大学のそれを上回るほどになったといわれた。東京二十三区など大都市圏における私立大学の新增設が抑制されたこともあり、この時期以降、東京都心から郊外や近隣県にキャンパスを移転、あるいは新設する私立大学が増加した。1970年代なかばから1980年代にかけてのこの時期、政府の私学政策は、放任主義から育成主義へと転換する様相を示していたといえよう。老朽校舎、水増し入学、マスプロ授業、慢性的な授業料値上げ紛争、不明朗経営というスキャンダラスな評判につつまれていた私立大学に対するイメージと評価は、この時期を境に改善へと向かったことは事実である。

政府による私立高等教育機関への財政支援は、その後、国の財政事情の逼迫から頭打ちとなり、80年代初頭以降は減額に転じ

た。私学経常経費の半額補助という当初の目標は達成されることなく、逆に、私立大学の増加は継続し、助成対象校が増えて一校あたりの補助額は減少するにいたる。現在では、私立大学の経費に占める国庫補助金の比率は一割程度にまで落ち込んでいる。このため、公的助成をバネにした私学の統制・育成策の効果にはかげりが見られることは否定できない。高等学校以下の私立学校への公的助成は、都道府県によってなされるが、各県によって私学の数や構成はおおきく異なっており、その助成策も異なるが、全体として1980年代半ば以降、補助額は増加に転じ、県によっては公的助成の比率が私学経費の五割をこえるものもある。

7. 義務教育段階の私立学校

小学校および戦後新たに義務教育となった中学校の場合はどうであったのか。こちらの場合は、表1にみるように、戦後においても、量的には、小学校においては公立学校の事実上の独占、中学校でも公立の圧倒的優位という状況に大きな変化はみられなかった。1980年においても、私立校在学者数は小学校ではわずかに0.5%、中学校でも3%にとどまる。このレベルの教育では、戦後まもなく六・三制は完成しており、公立学校の量的不足を補完する私立学校という役割が存在する余地はなかった。私学の存在理由があるとすれば、冒頭の市川の類型によれば、公立とは異なる(違いのある)教育を提供する、あるいは、差をつける教育を提供することである。違いのある教育とは、宗教教育の実施や大正自由教育のような特定の理念や教育観を掲げる教育、あるいは男女別学校を主張することなどを意味するであろう。差をつける教育は、公立校と異なる教育を提供するものではないが、その質的水準で卓越した教育をめざすものといえよう。しかしながら、こうした側面

においても、小・中学校段階において私立学校が進出することは限界があったのではないか。

戦後の一時期、大正自由教育と同じ系統に属する米国流の新教育がわが国の教育界全体で流行をみていた。児童中心主義や経験・活動主義は、私立学校の専売特許ではなくなった。前述のように私立校における宗教教育は認められることとなったが、同時にそこには、①生徒の信教の自由を妨害しないような方法による、②特定の宗派の教育・儀式を行う旨を学則に明示する、③生徒の心身に著しい負担をかけないように留意する、という条件を課してきた。宗派信者でない生徒の在学を想定した規定である。戦前の宗教系学校が文字どおり宗派の布教をめざすミッション学校を志向したのに対して、戦後のそれはやや宗教色をうすめたミッション「系」学校に転換したように思われる。また、他方では、公立校の教育水準が比較的高く、また学校間格差も少ない日本の場合、公立校に差をつける教育を提供することは現実にはかなりむずかしい。高校や幼稚園とくらべると、小・中学校の場合、より厳格に学習指導要領に準拠することを求められる。そもそも共通の知識や価値観をもった国民を育成することを使命とする義務教育の段階において、こうした異なる教育や差のある教育を提供することには批判や反感も少なくはないであろう。

それでも、私立小学校および私立中学校に通う児童生徒、その保護者たちは、何を求めてそれらを選択したのであろうか。考えられるのは、先に明治期末から大正時代に出現した私立学校に特有の進級・進学システム、すなわち学校段階間を通じた一貫教育の実施というセールス・ポイントである。「私立の小、中学校についてとくに注目すべきことは、小、中学校はほとんど高等学校、短期大学および大学と併設されていることである。独立校は、わずかにすぎない」

(文部省、1968、71頁)といわれる。学校法人による私学経営の特色として指摘されることは、同一学校法人が、幼稚園、小学校、中学校、高校、短大、大学、さらには専門学校、各種学校などさまざまな学校種の経営を総合的に、あるいは、各種の組合せで行う傾向である^{注2)}。同一の建学精神に基づく一貫教育の追求というたてまえもあるが、おそらくは学校経営戦略のうえでの選択であろう。このシステムのもとで、同一学校法人の下に経営される附属校あるいは系列校からの上級学校への進学は、しばしば無試験の推薦、あるいはそれに近い形で行われる。いわゆるエスカレーター方式である。公正で厳格な競争的選抜試験が課される公立学校では認められない方式である。高校入試、大学入試という若者の人生における大きな障壁を回避することが可能であり、系列の上級校への進学が前もって約束されるという特権は、一部の保護者や生徒にとってはきわめて魅力的な選択肢と映るであろう。私立小・中学校には、もちろん、異なる教育、差をつける教育という要素があることは事実であるが、保護者へのアピールは、むしろ、これらの学校のもつ異なる進学方式、差をつける進学方式の方にあるのではないだろうか。

1990年代以降の、私立小・中学校在学者比率の漸増傾向の背景には、こうした理由にくわえて、マスコミ等で報道される公立学校における教育荒廃、すなわち、いじめ、不登校、校内暴力、落ちこぼれ、体罰、管理教育、教員不祥事などにも原因があるかもしれない。公立学校不信・回避の心情を募らせた一部の保護者たちが、児童生徒の家庭・文化的環境や社会階層において同質性の高い私立校に「安心の場」を求めるといった側面もあるのではないかと推測される。ただし、こうした将来の優遇的内部進学や安心の場という特権を手に入れるために、そのスタートとなる私立小学校や私立中学

校への入学段階での選抜試験、いわゆる「お受験」対策に血道をあげるといった状況はいささか皮肉ではあるが。

むすび

近代国民国家の形成に邁進した戦前期の日本においては、教育は国の専属事業であり、教育＝公事とみなす風潮が強かった。国家主導により国公立の学校教育の普及がめざされた。制度開始当初は、私立小学校・中学校も少なくなかったが、それらは、公立校の未整備や不足を補うために国が民間に特別の許可を与えたものとみなされた。私立小学校は「代用小学校」と位置づけられた。私立の高等教育機関の出現と発展は、かならずしも政府政策により導かれたものではなかったが、その制度化は、帝国大学による高等教育人材の供給の不足を補完することを期待するものであった。政府による統制は、初等・中等学校と比べればそれほど厳しいものではなく、宗教系専門学校や女子専門学校など特色を持った機関も存在を許された。初等・中等教育段階と高等教育段階における私学の取り扱いの使い分けは、わが国戦前期の私学政策の特色といえるだろう。

戦後は、子どもの教育に関する親の自由や個人の教育の自由という理念を尊重し、特色ある教育を提供する私立学校の設置を幅広く容認し、振興する体制が整えられた。私立学校の経営母体は学校法人とされた。国公立大学の量的拡大によってカバーしきれない進学需要の受け皿として私立高等教育を補完的に活用するという政策は、戦前戦後を通じてほぼ連続性を有していると思われることができよう。1970年代半ば以降、私立高等教育機関への国庫助成の進展とともに、放任主義から育成主義への転換がめざされた。いっぽう、私立の小学校・中学校の量的拡張はきわめて限られたものであ

た。逆にその希少性のゆえに、ブランド化し社会的な興味を集める存在ではあるものの、教育制度全体の観点からみるなら、その役割は社会の一部のかぎられた教育需要を充たすにとどまる。もちろんそれは規制の対象とはされなかったが、特に政策的に育成の対象とされることもなかった。学校法人設置の例外とされた幼稚園には、私人、宗教法人を含めて私学経営が圧倒的に多い。

注

注1) わが国の私立学校の歴史的発展を研究した先行研究は、個別学校の学校史（創立記念誌）などを除けば予想外に少なく、今日でも1972年に学制百周年を記念して平塚益徳の執筆した小論ぐらいしか目に留まらない。ちなみに、平塚によれば、私立学校は、その起源ないし特色として以下のような五つの型に分類できるという。①宗教系私学、②教育上特別な主義・主張に基づく私学、③宗教とか教育学的主義・主張からではなく、一種のアスピレーションをもって創設された私学、④国・公立補充型私学（国公立の守備範囲に入らない各種学校的私学、および国・公立とほぼ同様の内容の教育を提供する国公立代替的な私学の二種あり）、⑤企業型私学、利潤追求の手段として学校を設置、経営するもの（平塚、1972、136-137頁）。

注2) 平成15年4月現在、学校法人の数は、文部科学省所轄学校法人（大学、短大、高専を経営）657、都道府県知事所轄学校法人6,059、都道府県知事所轄準学校法人（専門学校、各種学校のみ経営）1,090である。私立学校の数は、大学512校、短大475校、高専5校、中等教育学校5校、中学校691校、小学校175校である。

参考・引用文献

伊ヶ崎暁生、磯田登（1967）『私学の歴史』新日

本出版

市川昭午（2006）『教育の私事性と公教育の解体』教育開発研究所

市川昭午（1978）「私立学校の特質と課題」『教育学研究』第45巻第2号、21-28頁

上田学（2009）『日本と英国の私立学校』玉川大学出版部

幸田三郎（1962）「私立学校」『文部時報臨時増刊号（日本の教育九十年）』、174-183頁

国立教育研究所（1974）『日本近代教育百年史1 教育政策（1）』教育研究振興会

国立教育研究所（1974）『日本近代教育百年史4 学校教育（2）』教育研究振興会

小針誠（2015）『<お受験>の歴史学』講談社

斉藤泰雄（2015）「学校における宗教教育の取扱い——日本の経験」『国際教育協力論集』第18巻第1号 2015年10月、117-132頁

斉藤泰雄（2015）「近代国家形成期における高等教育の構想と整備——日本の経験」『国立教育政策研究所紀要』第144集 2015年3月、153-168頁

佐藤八重子（2002）「明治期ミッション・スクールと不敬事件」『京都大学大学院教育学研究科紀要』第48号、147-159頁

佐藤八重子（2006）『ミッション・スクール』中央公論新社

仲新（1972）「初等教育」『文部時報臨時増刊号（日本の教育百年）』、19-38頁

日本教育科学研究所編（1972）『近代日本の私学』有信堂

馬田英雄（1969）『私学百年史』東出版

久木幸男（1973）「訓令12号の思想と現実（1）」『横浜国立大学教育紀要』第13号

土方苑子（2002）『東京の近代小学校「国民」教育制度の成立過程』東京大学出版会

平塚益徳（1972）「私立学校」『文部時報臨時増刊号（日本の教育百年）』、136-145頁

文部省（1968）『わが国の私立学校』大蔵省印刷局